

困った
農地

貸してスッキリ!

保存版

老後も・会社勤めも安心

使える田畑が荒れてしまう前に!

手が回らなくなって
きたから来年からは
規模縮小しないとあ

けど荒らしておくわけ
にもいかないし...

相続したけど
俺は会社に勤めてるし

私も勤めてるから
手は回らないわ

こんな時は!

農地のことは
農地中間管理機構
にご相談下さい!

担い手の皆さんから約6,700ha
の借受希望があります!

へ〜?ちょっと
電話してみるか

息子にも相談
してみましよう

ホームページも
あるんだね!

機構への
お電話は
裏面をご覧
下さい!

あなたの農地は、担い手が有効に活用します

長野県農地中間管理機構 公益財団法人長野県農業開発公社

長野県農地中間管理機構は、公益財団法人長野県農業開発公社が知事から指定を受け、市町村・農地利用集積円滑化団体等と連携し農地中間管理事業を実施しています。

農地を貸したいあなたへQ&A

農地を貸したいけど…？

- ・ 機構が借り受けることができるのは農業振興地域の農地です。
- ・ 荒廃農地など著しく利用が困難な農地や貸し付ける可能性が著しく低い農地などはお引き受けできません。
- ・ 機構が農地を借り受ける年数は、原則 10 年以上又は 5 年としています。
- ・ 市町村の農政担当窓口を用意してある「申出書」に記入して提出して下さい。

貸付けの相手は？

- ・ 公募した担い手の中から、「人・農地プラン」等と調整し、機構の貸付ルールに基づき転貸します。

農地を10年間も貸して、返してもらえますか？

- ・ 貸付期間が終了する都度、返還か再度貸付かを定めることができますので安心して下さい。

農地の賃料はどうやって決まるの？

- ・ 農業委員会が提供している借賃の情報や生産条件等から決定します。
- ・ 賃貸借期間中は機構から賃料が口座振替で確実に支払われます。

農地の貸し借りの手数料は？

- ・ 手数料はありません。相談も無料です。

農地を機構に貸した場合、贈与税、相続税の納税猶予は継続できるの？

- ・ 一定の条件の下に継続することができます。具体的な手続き等は農業委員会にご相談下さい。

契約を解除されることってあるの？

次の場合、機構は知事の承認を受けて契約を解除することがあります。

- ・ 機構が農地を借受後貸付先が見つからずに2年間経過したとき。
- ・ 災害その他の事由により農地の利用を継続することが著しく困難となったとき。

貸付けた場合、何かメリットはあるの？

- ・ 一定の条件を満たせば機構に農地を貸した方に機構集積協力金（経営転換協力金・耕作者集積協力金）が交付されます。

詳しくは農地のある市町村農政担当課・農業委員会・農地利用最適化推進員・JA等や最寄りの機構へお問い合わせ下さい。
農地中間管理事業のパンフレットをご用意してあります!

まずは
ご相談から!

	地域	担当支所等	電話番号
機構の 現地機関	佐久地域	東信支所	佐久地方事務所農政課内 0267-63-3111 (代)
	上小地域	上小事業所	上小地方事務所農政課内 0268-23-1260 (代)
	上伊那地域	南信支所	上伊那地方事務所農政課内 0265-78-2111 (代)
	諏訪地域		
	木曾地域		
	下伊那地域	下伊那事業所	下伊那地方事務所農政課内 0265-23-1111 (代)
	松本地域	中信支所	松本地方事務所農政課内 0263-47-7800 (代)
	北安曇地域	北安曇事業所	北安曇地方事務所農政課内 0261-23-6546 (直)
	長野地域	長野事業所	長野地方事務所農政課内 026-233-5151 (代)
北信地域	北信事業所	北信地方事務所農政課内 0269-22-3111 (代)	
本所	長野県農地中間管理機構(公益財団法人長野県農業開発公社)		026-234-0777 (代)
	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁 東庁舎3階		

農地の**売買**も取り扱っております。

<http://www.n-nouchi.net/>

長野県農業開発公社

検索

